

外国人向け妊娠・出産等不利益取り扱い及びハラスメント関係リーフレットアクセス方法

香川労働局トップページ

目的や内容で探す



- 仕事を探す
- 派遣関係
- 助成金について
- 統計情報
- 各種相談窓口
- 無期転換ルール
- 労働保険徴収関係手続
- 労働基準監督官採用試験・国家公務員採用試験
- 新型コロナウイルス感染症関連情報
- 令和5年度 社会人選考採用、及び任期付職員の募集について
- 「配偶者手当」の在り方の検討に向けて
- 均等法・育児法・女活法・次世代法・ハラスメント等
- 在籍型出向支援コーナー
- 賃金引き上げ特設ページ

最低賃金
878円/時間
令和4年10月1日～
▶ 最低賃金の詳細

お役立ち情報

- 調達・売払情報
- 様式集
- パンフレット・リーフレット
- 求人情報
- 香川労働局 ソーシャルメディアサービス

関連機関

雇用環境・均等関係

法令・制度

- 男女雇用機会均等法について
- 育児・介護休業法について
- 次世代育成支援対策推進法について
- 女性活躍推進法について
- パートタイム・有期雇用労働法について
- ハラスメントの防止について

男女雇用機会均等法について

働く人が性別により差別されることなく、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することを目的として、男女雇用機会均等法が定められています。

★ 男女雇用機会均等法の内容については、[厚生労働省ホームページ](#)をご覧ください。

- ☆ 総合ハラスメント防止対策パンフレット（パワーハラ・マタハラ）
- ☆ 総合ハラスメント防止対策周知用ポスター例

働きながら妊娠・出産・育児をされる方へ

職場でつらい思い、していませんか？

妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇など不利益な取扱いは法律で禁止されています。また、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについては、防止措置を講じることが事業主に義務付けられています（平成29年1月1日から）。妊娠・出産・育児休業等を理由とする不利益な取り扱いや妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントでお困りの方は、都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へご相談ください。

▶ 詳しくは、こちらから（「妊娠したから解雇」は違法です」ページへ）

妊娠・出産・育児休業等を理由とする解雇などの不利益な取扱いの禁止は、日本人労働者だけでなく、外国人労働者にももちろん適用されます。多言語でリーフレットを作成しましたので、外国人労働者への制度の周知にご活用ください。



日本語、インドネシア語、クメール語(カンボジア)、タイ語、タガログ語(フィリピン)、ネパール語、ベトナム語、ミャンマー語、モンゴル語、スペイン語、ポルトガル語、英語、中国語、韓国語 ①

▶ 香川労働局 > 各種法令・制度・手続き > 雇用環境・均等関係 > 法令・制度 > ハラスメントの防止について

ハラスメントの防止について

令和元年6月5日に女性の職業生活における活躍の推進等に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法が改正されました（令和2年6月1日施行）。本改正により、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となり、令和4年4月1日からは中小企業にも適用されています。

また、セクシュアルハラスメント等の防止対策が強化されています。

詳しくは、こちら [【厚生労働省HP】](#)

ハラスメントの被害にあった時は

はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。我慢したり、無視したりすると事態をさらに悪化させてしまうかもしれません。問題を解決していくことが、悩んでいる他の人を救うことにも繋がります。

会社の相談窓口にご相談ください

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司、士日に相談したいとメールで相談したいことが、あれば「ハラスメント悩み相談室」にご相談ください。労働組合に相談する方法もあります。



都道府県労働局雇用環境・均等部（室）への相談も

会社に相談しても対応してもらえなかつたらお近くの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へご相談ください。ハラスメント悩み相談室はこちらから <https://harasu-soudan.mhlw.go.jp/>

▶ (労働者向けハラスメント対策パンフレット) 職場でつらい思いしていませんか? [PDF形式: 427KB]

(多言語版リーフレット) 職場におけるハラスメントは許されず
▶ 日本語 [628KB]、▶ インドネシア語 [664KB]、▶ クメール語 [820KB]、▶ (カンボジア)、▶ タイ語 [794KB]、▶ タガログ語 [868KB]、▶ (フィリピン)、▶ ネパール語 [862KB]、▶ ベトナム語 [821KB]、▶ ミャンマー語 [2.6MB]、▶ モンゴル語 [805KB]、▶ スペイン語 [744KB]、▶ ポルトガル語 [756KB]、▶ 英語 [943KB]、▶ 中国語 [778KB]、▶ 韓国語 [805KB] ②

職場でつらい思いをしていませんか？

妊娠・出産・育児休業の取得などを理由として
解雇などの不利益な取り扱いをすることは
法律で禁止されています



日本人労働者・外国人労働者（在留資格）を問わず、
「妊娠したから解雇」は違法です！

「産休・育休は認めない」
と言われた

「短時間勤務を利用するなら
パートになれ」と言われた

育休を取得したら降格させられた

産前・産後休業を取得したら
減給された

妊娠の事実を伝えたら
「ビザ更新の協力はしない」
と言われた

「母性健康管理措置」を利用して
休職したら解雇された

例えば・・・

こんなことを理由として

- ・妊娠した、出産した
- ・つわりで仕事を休んだ
- ・産前・産後休業をとった など



こんな取扱いを受けたら違法です！

- ・解雇された
- ・在留許可の更新がされなかった
- ・減給された など

「出産後（育児休業からの復帰後）も仕事を続けたい！」
と会社にはっきり意思を伝えましょう。

妊娠・出産時に利用できる制度については裏面へ

さらに・・・

職場でのハラスメントに困っている場合には、
もうひとつのリーフレットもチェックしてみてください



妊娠・出産、育児にあたり利用できる制度※

妊娠・出産した女性労働者が利用できる制度や措置	育児中の男女労働者が利用できる制度や措置（一部）
<p>◆産前休業、産後休業 出産予定日の6週間前から休むことができます。出産後は原則8週間は働くことはできません。</p> <p>◆軽易業務転換 妊娠中は他の軽易な業務への転換を請求できます。</p> <p>◆母性健康管理措置 妊婦健康診査等で医師等から指導を受けた場合には、会社に申し出て措置を講じてもらいましょう。</p> <p>◆危険有害業務の就業制限 重量物を取り扱う業務、有毒ガスを発散する場所等における業務に、女性が就くことはできません。</p> <p>◆育児時間 子どもが1歳未満の女性は、休憩時間の他に1日2回各々30分の育児時間を請求できます。</p> <p>◆時間外、休日労働、深夜業の制限 時間外労働、休日労働または深夜業の免除を請求することができます。</p>	<p>◆育児休業 原則として子の1歳の誕生日の前日まで休むことができます。休みを2回に分割することもできます。</p> <p>◆産後パパ育休（出生時育児休業） 子の出生後8週間以内に4週間まで、分割して2回まで、育児休業とは別に取得できます。</p> <p>◆育児短時間勤務 3歳未満の子を養育する従業員が希望すれば利用できる短時間勤務制度があります。</p> <p>◆子の看護休暇 小学校就学前までの子を養育する従業員は、病気やけがをした子の看護などを行うために、年に5日まで（子が2人以上の場合は10日まで）、1時間単位で休むことができます。</p> <p>◆所定外労働の制限 3歳未満の子を養育する従業員は所定外労働（残業）の免除を請求することができます。</p>

※制度の説明は簡略化されたものです。詳細な取得要件などは会社や労働局にお問い合わせください。

制度について詳しく知りたいとき、あるいは妊娠・出産、育児休業等に関するトラブルが発生した場合は、都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）にご相談ください。相談は匿名でも受け付けます。相談者のプライバシーは厳守します。なお、ご希望の場合は、会社に対し法律や制度を説明することも可能です。

都道府県労働局 雇用環境均等部（室）電話番号一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

【参考】男女雇用機会均等法 概要



英語



中国語



ポルトガル語



ベトナム語



日本語

職場でつらい思いをしていませんか？

職場におけるハラスメントは許されない行為です
被害を受けてしまったら相談しましょう



**日本人労働者・外国人労働者（在留資格）を問わず、
職場※におけるハラスメントは許されない行為です！**

※職場には、例えば出張先、業務で使用する車中、取引先との打ち合わせの場所なども含まれます。

例えば、こんな行為が該当します：

パワハラ

身体的な攻撃

殴られたり蹴られたりする

精神的な攻撃

同僚の前で「こんな簡単な日本語もわからないのか！」と怒鳴られる

過大な要求

本来の業務ではないのに
外国語の通訳をさせようとする

過小な要求

仕事を何も与えられない

個の侵害

出身国の情勢や文化を非難する

人間関係からの切り離し

同僚、上司から無視され続けている

セクハラ

上司に腰や胸を触られ、
抵抗したら、不利益な配置転換をされた

上司から食事やデートに執拗に誘われ、
苦痛を感じ、仕事に行くのがつらい

妊娠・出産、育児休業等ハラスメント

産前休業の取得を上司に相談した際、「休
みを取るなら辞めてもらう」と言われた

時間外労働の免除について上司に相談した
際、「次の査定の際は昇進しないと思え」
と言われた

ハラスメントを受けてしまったときの対処法・相談窓口は裏面へ

さらに・・・

妊娠・出産・育児休業の取得などを理由に、不利益な取り扱いを受けた時はもうひとつのリーフレットもチェックしてみてください



ハラスメントを受けてしまったら

はっきりと意思を伝えましょう

黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。
「やめてください」「私はイヤです」と、あなたの意思を伝えましょう。

会社の相談窓口にご相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく会社の問題です。会社の人事労務などの相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。

社内に相談しにくいときや、相談しても一向に改善されないときは、都道府県労働局など外部の機関に相談※してください。

※相談窓口にご相談したことによる不利益取り扱いは禁止されています。

すべての企業には、ハラスメントを防止するため以下の措置を講じることが義務づけられています！

詳細は下記リンクをご覧ください。

1. 事業主の方針の明確化およびその周知・啓発
2. 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3. 相談があった際の、事後の迅速かつ適切な対応
4. ハラスメントの原因や背景となる要因を解消するための措置
5. （プライバシーの保護など）併せて講ずべき措置

■パンフレット（日本語）※P.20以降：

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/001019259.pdf>

■あかるい職場応援団：

https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/foreign_workers_jp



相談先（無料）：都道府県労働局 雇用環境均等部（室）電話番号一覧

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7218
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

【参考】男女雇用機会均等法 概要



英語



中国語



ポルトガル語



ベトナム語



日本語